平成２４年（フ）第２８１号
横浜市保土ケ谷区仏向町1410番地　テラスハウス天明１号
債務者　土屋　麻美
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５７号
東京都調布市国領町３丁目17番地25国領町３丁目第２アパート１―209号
債務者　本山　誠二
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１５８号
東京都調布市国領町３丁目17番地25国領町３丁目第２アパート１―209号
債務者　本山　明美
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８７６号
大阪市此花区春日出北３丁目５番４号　グリーンコーポ春日出202号
債務者　的場喜久美
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６８３号
東京都日野市南平８丁目７番地の61セジュールの森303
債務者　菊地　正幸
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２５２号
神奈川県大和市つきみ野２丁目４番地７　エスペランサつきみ野307
債務者　小黒　　茂
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７９８号
岡山市南区大福525番地３　ロイヤルⅡせのお201号
債務者　原　　雅彦
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９号
岡山県倉敷市児島小川10丁目１番３―５号
債務者　原田　律子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２号
長崎県佐世保市瀬戸越２丁目４番２―602号泉福寺住宅１号館、旧住所長崎県佐世保市原分町638番地１　ピュアリッツ103号
債務者　吉田　明博
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１４３号
東京都八王子市別所２丁目54番地14エクシオ南大沢見附橋レジデンス607号
債務者　鮫島　園子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９号
石川県小松市あけぼの町131番地、従前の住所石川県能美郡川北町字土室い84番地１　サンコーポラス２―207
債務者　川﨑　忠洋
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月17日午後２時30分
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第２７号
愛知県豊橋市三ノ輪町３丁目92番地　A―403
債務者　高橋　敬一
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第３２号
愛知県豊川市大木町新道297番地２
債務者　権田　直孝
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第８号
沖縄県沖縄市池原５丁目２番７号　県営北美団地２棟201号室
債務者　高宮城留美子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２９号
北海道中川郡幕別町札内中央町529番地の63マーガレットⅢ１―A
債務者　鳥海澄海子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係